

第4次山武市総合計画策定方針

(令和7年7月17日 庁 議 承 認)

(令和7年8月6日 総合計画審議会報告)

(令和7年9月25日 議会全員協議会報告)

1 策定の背景

山武市は、平成18年3月27日に成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の4町村の合併により誕生しました。山武市誕生以降、少子化や高齢化の進行により、人口減少が継続しています。とりわけ、少子化に伴う生産年齢人口の急激な減少は、地域経済を支える人材の不足を招いています。また、地域では区・自治会などの住民組織の活力低下や、消防団等の担い手が減少しつつあり、地域コミュニティが本来有する共助機能や防災力の低下が懸念されています。

また、国では令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、その中では人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じるところです。

第3次山武市総合計画では「海岸、田園、丘陵という豊かな自然環境を活かしたまちづくり」、「成田国際空港と圏央道ネットワークを意識したまちづくり」、「将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり」を基本構想と定め、まちづくりの普遍的な方向性を示し、行政評価の考えを取り入れた市政経営によるまちづくりを進めてきました。そして、第3次山武市総合計画は、令和8（2026）年度で計画期間が終了します。

このような背景を踏まえ、社会情勢の変化や多様化するニーズ、新たな課題などに対応するため、第4次山武市総合計画（以下、「第4次総合計画」という。）を策定します。

2 策定の根拠

山武市総合計画条例（平成29年条例第15号）に基づき、総合計画の策定を行います。

3 計画の名称

第4次山武市総合計画

4 策定の基本的な考え方・コンセプト

(1) 成果指標を活用した総合計画（継続）

各施策・基本事業に成果指標を設定し、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act：計画－実行－評価－改善）による行政経営を推進します。成果指標は、施策及び基本事業に設定し、施策や事業の成果達成度を市民に分かりやすく「見える化」します。

(2) 市長任期と連動した総合計画（継続）

市長任期と連動させることで、機動的かつ柔軟な対応ができ、市長の施政方針が反映できる計画策定を目指します。

(3) 人口減少に対応した総合計画（新規）

人口や税収の減少に対応した歳出構造への転換と暮らしやすいまちづくりの両立をめざすために、賢く縮む（スマートシュリンク）や「縮充」という考え方を取り入れます。

歳出構造の転換については、行財政改革との連動を図り、基本構想中のまちづくり指標として行財政改革に関する指標を追加します。

(4) 重点分野を設定した経営計画としての総合計画（継続）

市の最上位計画として、まちづくりに必要な政策分野を網羅し、体系化した計画策定を行います。

また、限られた資源（予算や人材など）で選択と集中によるメリハリのある市政経営を行うため、計画期間中に注力すべき分野（重点分野）を設定します。

(5) 各種計画と連携した総合計画（継続）

総合計画は、行財政改革の考え方や取り組みを包含します。また、「地方創生総合戦略」「国土強靱化地域計画」「教育振興計画」と連携した体系とすることで、同一の指標を用いて進行管理や進捗状況を把握することができるようになります。

5 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第4次総合計画は、第3次総合計画の構成を継承し、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成します。

構成	内容	計画期間
(1) 基本構想	市の歴史や自然等の地域的特性、市勢を表す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。 ※基本計画改訂時（4年毎）に内容を確認し、必要に応じ見直し	8年間 (議決事項)
(2) 基本計画	計画期間を市長任期と連動させ、市長の施政方針に沿った行政運営ができる体制を確保します。 1 まちづくりの方針（市長の施政方針） 2 政策体系（政策－施策－基本事業） 3 施政方針や行財政改革を踏まえた重点分野 4 施策別計画（環境変化、課題、成果指標、目標値等）	4年間 (市長任期と連動)
(3) 実施計画	基本計画の目標達成に向けて必要な事業及び財政計画に大きな影響がある事業を示します。 1 重点分野：基本計画で定めた重点分野の成果向上のために、新たに取り組んだり、注力していく事業 2 大型事業（ハード）：事業の終期がある建設やイベント等の大型事業（道路や施設の建設や改修、大規模なイベント事業） 3 主要事業（ソフト）：施策の成果に対する貢献度が高い経常的に実施している事業	3年間 (毎年ローリングを実施)

(2) 基本計画の名称と計画期間

名 称	計画期間
第4次総合計画 前期基本計画	令和9年度～令和12年度
第4次総合計画 後期基本計画	令和13年度～令和16年度

6 市民等への周知・共有

基本構想及び基本計画を記載した計画書並びにパンフレット等にまとめた概要版を作製します。
また、第4次総合計画のポイントを中心に市広報紙へ掲載するとともに、計画書の電子ブックをホームページへ掲載することで市民との共有を図ります。

7 計画策定の体制

(1) 庁内体制

- ・行政評価の仕組みを活用し、主管課長を中心に、施策単位で基本計画の見直しを行います。この結果を集約し、各部長等で構成する庁議（政策調整会議）において、基本構想の起草や各施策間の総合調整、重点施策の設定等を行い、総合計画の原案作成を行います。計画策定の各過程において幅広い層の職員の参画を求めます。
- ・策定に関わる事務は、企画政策課、総務課、財政課で構成する行政評価推進事務局で行います。

(2) 市民参画

- ・広く市民の意見や提案を反映させるため、まちづくりアンケート（無作為で市民3,000人を抽出し実施）や、パブリックコメント等を実施します。

(3) 審議機関

- ・「山武市総合計画条例」に基づき、山武市総合計画審議会を設置し、各分野の専門的見地から、計画内容の調査及び審議を行います。委員は、各種団体や公募による市民委員、学識経験を有する者等で構成され、市長が委嘱することとします。
- ・市民の代表である山武市議会において、議会全員協議会等で策定過程を逐次報告し、十分に意見交換・反映を行います。また、基本構想に関しては議決を経ることとします。

8 計画策定のスケジュール

第4次総合計画は、令和9年3月を目途に策定するものとし、概ね下記のスケジュールに基づき策定に取り組みます。

時 期	内 容
《令和7年度》	
7月	・第4次総合計画策定方針策定
8月	・第1回総合計画審議会（第4次総合計画策定方針の説明等）
9月	・議会への説明（第4次総合計画策定方針の説明等）
10月	・第4次総合計画策定の職員説明会（政策別課題整理）
10～11月	・政策別課題設定会議及び庁内方向性の決定
12月	・基本計画策定の職員説明会（施策別計画の策定）
1～2月	・基本計画策定会議（ヒアリング）
2月	・第2回総合計画審議会（進捗の説明等）
《令和8年度》	
4月	・市長選挙の執行
4～6月	・まちづくりアンケートの実施（成果指標の現状値の取得）
5～6月	・基本計画（案）の調整及び重点分野の検討
6月	・第1回総合計画審議会（基本構想（案）、基本計画（案）の諮問）
8～10月	・成果指標の目標値設定及び重点分野の事業検討（実施計画） ・総合計画（原案）の庁内承認
11～12月	・第2回総合計画審議会（第4次総合計画（案）の説明） ・パブリックコメントの実施 ・議会への説明
1月	・第3回総合計画審議会（基本構想（案）、基本計画（案）の答申）
3月	・議会での基本構想の議決 ・総合計画書、概要版の作製

※総合計画審議会及び議会に対しては、計画の各作成段階において中間報告を行う。